

「生駒市緑の市民委員会」の会議等の公開について（案）

1 会議の公開について

- ・原則会議を公開とする

2 傍聴の方法等

- ・先着順による傍聴者の決定
但し、会場の大きさにより 5～10 名程度
- ・傍聴者の遵守事項を定める
- ・会議の開催予定を 1 週間前までにホームページで周知

3 会議録等の公表

- ・会議後速やかに調製
- ・会議録については、発言者名を明記した要旨とする。
- ・市ホームページ及び事務局（公園緑地課）で公表

4 基本情報の公表

- ・委員名簿の公表
- ・広報いこま及び市ホームページへの掲載、報道機関への提供